

# 家畜衛生だより

令和2年11月第14号(豚)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 群馬県での豚熱発生事例についての 疫学調査結果及び予防対策

令和2年9月26日に群馬県で確認された豚熱発生事例について、国の疫学調査チームの検討会が行われ、疫学調査結果を踏まえた豚熱発生予防対策が公表されました。

(農水HP:「第13回拡大CSF疫学調査チーム検討会」参照

<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/csf/attach/pdf/domestic-128.pdf>)

### 1 発生概要

9月初旬から離乳エリア(屋根のない運動場を備えたユニットタイプの離乳豚用の飼育箱を屋外に設置)の飼育豚に下痢・死亡頭数の増加を確認。

農場主は、過去の哺乳豚で流行していた浮腫病の再発を疑い、直ちに家保へ通報しなかった。

異状豚が増加(約1週間で離乳豚119頭死亡)したため、家保が立入検査を実施、9月26日に豚熱の患畜と確認。

### 2 発生農場での飼養衛生管理基準の不遵守項目

衛生管理区域内に自宅がある(出入りの度の消毒、衣服・靴の交換が不十分)	衛生管理区域の消毒(衛生管理区域内外に糞尿が堆積)、除草が不十分
衛生管理区域に入る車両の消毒が不十分	豚舎ごとの長靴、作業着の交換が不十分
防護柵周囲の除草が未実施	豚舎、堆肥舎の防鳥ネットが未設置

### 3 発生予防対策

#### (1) 毎日の健康観察、早期通報・相談

下痢、死亡頭数増加等の豚熱を疑う症状を確認した場合は、速やかに家保に通報すること

豚の健康状態の関係でワクチン接種を延期する場合は、飼養管理の順番を工夫する等、当該豚の感染防止対策を徹底すること

#### (2) 適正な飼養衛生管理の徹底

離乳豚のみ飼養するエリアは、母豚の移行抗体が低下したワクチン未接種の個体が一定期間存在するため、特に感染リスクが高くなると考えられます。

このため、離乳豚を飼育する豚舎等では

防護柵等による  
衛生管理区域への野生動物侵入防止措置

豚舎開口部への防鳥ネット設置

豚舎出入時の  
長靴・衣服交換、手指・一輪車の消毒

健康観察、異常を認めた際の早期通報

★ワクチンは、接種しても100%免疫を獲得するわけではありません。  
飼養衛生管理基準の徹底を引き続きお願いします！！

**要回答**  
11月30日まで

## 防護柵と防鳥ネットの設置は済んでいますか？

飼養衛生管理基準の改正に伴い、**令和2年11月1日以降**、養豚農場における**防護柵と防鳥ネットの設置が義務付け**られることになりました。防護柵や防鳥ネットの設置が済んでいない農場は、速やかに設置してください。

千葉県は、近県に比べ、設置割合が非常に低い状況です。

参考(9月30日現在、畜産課調べ)

	防護柵の設置状況	防鳥ネットの設置状況
関東近隣県	約50~90%	約10~60%
千葉県	約25%	約20%

感染いのししの生息範囲は拡大の一途をたどっており、いつ千葉県で確認されてもおかしくありません。

ワクチンだけでは発生を100%防ぐことは出来ませんので、野生動物侵入防止対策をしっかりと実施する必要があります。

令和3年4月1日以降は、**法に基づく対応**(口頭指導によって改善が見込まれない場合は、法に基づく指導、勧告、命令が行われ、命令違反者は公表)を取らざるを得ない場合があります。

この場合、**補助事業の推進や金融機関からの融資等に支障が出る**ことにもつながりかねませんので、飼養衛生管理基準を遵守してください。

**要回答**

11月1日~30日の期間で、全農場の防護柵・防鳥ネットの設置状況について、確認を行います。**別紙様式1又は2※**を御記入のうえ、東部家畜保健衛生所(FAX:0475-52-3335)まで**御提出をお願いいたします**。

※ 様式1 飼養計画書:令和3年3月末までに移転・廃業予定の方 対象

様式2 施工計画書:様式1に該当する以外の方 対象

11月中にワクチン接種等で伺う方は、その際に御提出いただいても構いません。

それ以外の方は、お手数ですがFAX等での御回答をお願いいたします。

**東部家畜保健衛生所** Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください